

2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	8,927	保 険 契 約 準 備 金	33,593
預 貯 金	8,927	支 払 備 金	1,945
買 入 金 銭 債 権	8,738	責 任 準 備 金	31,647
有 価 証 券	23,899	代 理 店 借 入	582
社 債	14,935	再 保 険 借 入	899
外 国 証 券	5,864	そ の 他 負 債	1,872
そ の 他 の 証 券	3,098	未 払 法 人 税 等	19
貸 付 金	194	未 払 金	297
一 般 貸 付	194	未 払 費 用	1,402
有 形 固 定 資 産	288	預 り 金	107
建 物	70	リ ー ス 債 務	2
リ ー ス 資 産	2	資 産 除 去 債 務	20
建 設 仮 勘 定	0	仮 受 金	23
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	214	退 職 給 付 引 当 金	827
無 形 固 定 資 産	4,990	価 格 変 動 準 備 金	64
ソ フ ト ウ ェ ア	4,990		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	負 債 の 部 合 計	37,840
再 保 険 貸 付	718	（ 純 資 産 の 部 ）	
そ の 他 資 産	3,776	資 本 金	7,500
未 収 金	2,811	資 本 剰 余 金	2,977
前 払 費 用	812	資 本 準 備 金	2,540
未 収 収 益	96	そ の 他 資 本 剰 余 金	437
預 託 金	37	利 益 剰 余 金	4,471
仮 払 金	16	利 益 準 備 金	14
そ の 他 の 資 産	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,457
繰 延 税 金 資 産	1,403	繰 越 利 益 剰 余 金	4,457
		株 主 資 本 合 計	14,948
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	148
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	148
		純 資 産 の 部 合 計	15,097
資 産 の 部 合 計	52,938	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	52,938

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、その他有価証券については、3 月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産は、決算日の為替相場により円換算しております。外貨建その他有価証券の換算差額は、為替による影響も含めてその他有価証券評価差額金として処理しております。

(5) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に見積った回収不能額及び貸倒実績率に基づき算定した金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に則り、所管部署及び当該部署から独立した部署が査定を行い、その査定結果に基づいて引当を行っております。

②退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。当社は退職一時金制度の改定により、2014 年 6 月 1 日時点で在職する支給対象者について、支給額を確定し、退職時に支給するものとしております。

なお、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第 2 号)」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

また、2019 年 4 月 1 日より新たな退職給付制度を採用しております。その退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は次の通りです。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数 5 年

(6) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 収益の計上方法

当社は他の保険会社と保険募集の委託及び再委託に関する契約を締結しており、保険契約の締結代理業務及び事務の代行業務を行っております。これらの業務が発生した時点又は発生した期間において、他の保険会社が保険契約に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、保険契約の締結代理業務及び事務の代行業務が発生した時点又は発生した期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから 1 年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(9) 責任準備金

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第 4 条第 2 項第 4 号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準

備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

(10) 保険料等収入（再保険収入を除く）

保険料等収入（再保険収入を除く）は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料等収入（再保険収入を除く）のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(11) 保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

(12) 連結納税制度の適用

2020 年 1 月 1 日より、楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(13) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計上の見積りに関する事項

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の財務諸表に計上した金額 1,403 百万円

②その他の情報

a. 算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

b. 主要な仮定及び翌事業年度の財務諸表に与える影響等

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 責任準備金

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

責任準備金…31,647 百万円

責任準備金戻入額…832 百万円

②その他の情報

a. 算出方法

「1. 会計方針に関する事項 (9) 責任準備金」に記載のとおりであります。

b. 主要な仮定及び翌事業年度の財務諸表に与える影響等

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等）が直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

3. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 25-3 項の定めに基づき、2021 年改正適用指針を当事業年度の期首から早期適用しております。この結果、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(2) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりま

せん。
この結果、影響額はありません。

4. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資産運用方針

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、安全性を第一義とし、流動性と収益性に留意しつつ、負債特性を考慮した健全な運用資産ポートフォリオの構築を図り、中・長期的に安定的な収益を確保することを基本的な方針としております。

② 運用資産の内容及びそのリスク

資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、買入金銭債権、有価証券、貸付金により資産運用を行っております。買入金銭債権は、国内のクレジットカードローン及び住宅ローン等を裏付資産とする証券化商品に投資しております。有価証券は、その他有価証券として、国債、社債、外国証券、不動産投資信託に投資しております。

これらの買入金銭債権、有価証券は主なリスクとして、市場リスク及び信用リスクに晒されております。また、貸付金、再保険貸及び未収金については信用リスクに晒されております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

③ リスク管理体制

資産運用リスク管理規程に従い、市場リスクについては、金利変動等に対する健全性指標(ソルベンシー・マージン比率)の影響の程度を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する買入金銭債権及び有価証券を信用格付別に分類し、保有状況を定期的に把握することにより管理しております。また、貸付金、再保険貸及び未収金の信用リスクについては、自己査定実施時に相手先の信用調査を行い、リスクを確認しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	8,927	8,927	-
(2)買入金銭債権	8,738	8,738	-
(3)有価証券	23,899	23,899	-
その他有価証券	23,899	23,899	-
(4)再保険貸	718	718	-
(5)未収金	2,811	2,811	-
資産計	45,096	45,096	-
(1)代理店借	582	582	-
(2)再保険借	899	899	-
負債計	1,482	1,482	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預貯金、(4)再保険貸、(5)未収金

時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)買入金銭債権、(3)有価証券

3月末日の市場価格等によっております。

負債

(1)代理店借、(2)再保険借

時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項

- ・その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	8,005	8,102	96
	債券	12,386	12,765	379
	①社債	6,822	6,900	78
	②外国証券	5,563	5,864	300
	その他の証券	405	410	5
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	644	636	△7
	債券	8,117	8,034	△82
	①社債	8,117	8,034	△82
	②外国証券	-	-	-
	その他の証券	2,836	2,687	△149
合計		32,395	32,637	242

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	8,927	-	-	-	-	-
買入金銭債権	405	4,400	-	-	-	3,844
有価証券	400	-	1,200	-	200	2,400
その他有価証券のうち満期があるもの	400	-	1,200	-	200	2,400
再保険貸	718	-	-	-	-	-
未収金	2,811	-	-	-	-	-
合計	13,264	4,400	1,200	-	200	6,244

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	8,738	8,738
有価証券	3,098	20,293	506	23,899
その他有価証券	3,098	20,293	506	23,899
社債	-	14,429	506	14,935
外国証券	-	5,864	-	5,864
その他	3,098	-	-	3,098
資産計	3,098	20,293	9,245	32,637

イ. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預貯金	8,927	-	-	8,927
再保険貸	-	-	718	718
未収金	-	-	2,811	2,811
資産計	8,927	-	3,530	12,458
代理店借	-	-	582	582
再保険借	-	-	899	899
負債計	-	-	1,482	1,482

ウ. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(i) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。

入手した価格に使用されたインプットには、重要な観察できないインプットを用いているためレベル3の時価に分類しております。

(ii) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。上場リートがこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている債券以外の債券は、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。これらの価格は重要な観察できないインプットを用いているためレベル3の時価に分類しております。

エ. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(i) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権		有価証券		合計
	その他有価証券		その他有価証券		
	住宅ローン 信託受益権	カード債権 信託受益権	社債	外国証券	
期首残高	4,765	4,401	-	3,972	13,139
当期の損益又はその他の包括利益	△79	0	△4	52	△33
損益に計上(*1)	-	-	△4	24	19
購入、売却、発行及び決済による 変動額(純額)	△348	-	511	△4,024	△3,860
レベル3の時価への振替	-	-	-	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-	-
期末残高	4,337	4,401	506	-	9,245
当期損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融商品の評価益	-	-	-	-	-

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(ii) 時価の評価プロセスの説明

当社は、経理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(iii) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

住宅ローン信託受益権の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、倒産時の損失率及び期限前返済率であります。これらのインプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、期限前返済率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。カード債権信託受益権の算定で用いている重要な観察できないインプットは、貸倒確率、貸倒時の損失率であります。これらのインプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。一般に、貸倒確率に関して用いている仮定の変化は、貸倒時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

5. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は610百万円であります。

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権の総額は30百万円、金銭債務の総額は511百万円であります。

7. 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の総額は2,692百万円、繰延税金負債の総額は141百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,147百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、繰越欠損金958百万円、危険準備金695百万円、IBNR備金373百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は958百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は163百万円であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

(単位：百万円)

	3年以内	3年超 6年以内	6年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	20	510	427	958
評価性引当額	△20	△510	△427	△958
繰延税金資産	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は9百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は16,103百万円であります。

9. 1株当たりの純資産額は569,364円59銭であります。

10. 重要な後発事象

当社は 2022 年 2 月 21 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、楽天少額短期保険株式会社（以下、「楽天少額短期保険」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2022 年 3 月 1 日付で両社の間で株式交換契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。本株式交換は、2022 年 4 月 1 日付で実施され、楽天少額短期保険は当社の株式交換完全子会社となっております。

(1) 本株式交換の概要

① 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称 楽天少額短期保険株式会社

事業の内容 少額短期保険業

② 本株式交換の目的

当社と一体運営を図るため、楽天インシュアランスホールディングス株式会社との株式交換により、楽天少額短期保険の子会社化を図りました。これにより、下記事項の実現を目的としております。

- ・楽天保険グループとしてすべての人に安心と保障を提供すべく、現在の健康状態や過去の傷病歴などによって、保険に契約できない方へ向けた保険の開発、提供
- ・少額短期保険事業者の強みを生かして、特定の限定した分野へ機動的な保障の提供

③ 効力発生日

2022 年 4 月 1 日

④ 株式交換の方式

本株式交換は、当社においては、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき同法第 796 条第 1 項に定める株主総会による承認を受けることなく、また楽天少額短期保険においては、2022 年 3 月 1 日開催の株主総会において本契約の承認を受けた上で実施しております。本株式交換に際し、楽天少額短期保険の株主に対しては対価を交付いたしません。

(2) 取得原価の算定等に関する事項

① 子会社株式の取得原価 205 百万円

② 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき実施いたします。

11. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 489 百万円であり、なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

12. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度の改定により、2014 年 6 月 1 日時点で在職する支給対象者について、支給額を確定し、退職時に支給するものとしております。

当社では、社員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型）では、退職給付として、勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 退職給付引当金並びに退職給付費用の処理方法

① 退職給付見込み額の期間帰属方法

当社では、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込み額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

当社では、数理計算上の差異は、発生時における社員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により案分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	612 百万円
勤務費用	281 百万円
利息費用	2 百万円
数理計算上の差異の発生額	△42 百万円
退職給付の支払額	△17 百万円
その他	4 百万円
期末における退職給付債務	841 百万円

② 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	841 百万円
未認識数理計算上の差異	△13 百万円
退職給付引当金	827 百万円

③ 退職給付に関連する損益

勤務費用	281 百万円
利息費用	2 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	15 百万円
その他	4 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	304 百万円

④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。
割引率 0.5%

2021年度 { 2021年4月1日から
2022年3月31日まで } 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	36,681
保険料等収入	35,316
保険料	33,087
再保険収入	2,229
資産運用収益	444
利息及び配当金等収入	344
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	262
貸付金利息	1
その他利息配当金	79
有価証券売却益	91
為替差益	8
貸倒引当金戻入額	0
その他経常収益	920
責任準備金戻入額	832
その他の経常収益	87
経常費用	34,762
保険金等支払金	13,077
保険金	2,763
給付金	7,146
解約返戻金	8
その他の返戻金	89
再保険料	3,068
責任準備金等繰入額	31
支払備金繰入額	31
資産運用費用	21
支払利息	0
有価証券売却損	21
事業費	17,996
その他経常費用	3,634
税金	1,739
減価償却費	1,611
退職給付引当金繰入額	233
その他の経常費用	49
経常利益	1,918
特別損失	16
固定資産等処分損	1
価格変動準備金繰入額	15
税引前当期純利益	1,902
法人税及び住民税	742
法人税等調整額	△177
法人税等合計	564
当期純利益	1,338

注記事項

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益の総額は403百万円、費用の総額は4,750百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券45百万円、外国証券37百万円、その他の証券9百万円であります。
有価証券売却損の内訳は国債等債券19百万円、外国証券1百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は2百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は6,481百万円であります。
4. 1株当たり当期純利益は50,475円86銭であります。
5. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	楽天銀行(株)	なし	金融商品関連の取引	信託受益権の償還	4,400	—	—
				信託受益権の購入	4,400	買入金銭債権	4,401
				利息の受取	35	未収収益	1

(注) 上記取引については、市場実勢を参考に、当社の資産運用方針に基づき決定しております。